平成２１年（フ）第１９８１２号
東京都新宿区高田馬場２丁目12―11―105
債務者　河野　隆雄
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８１６号
埼玉県ふじみ野市亀久保４丁目11―４　エピナールＦ202
債務者　大内　岡正
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８１７号
大阪府交野市倉治３丁目28―８―205
債務者　尾堂　健一
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８１８号
東京都江戸川区松島４丁目39―４―101
債務者　冨樫　博行
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８７９号
東京都杉並区宮前５丁目９―21
債務者　中野　至令
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８８３号
東京都足立区千住元町39―15―201
債務者　飯村　由紀
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８８７号
千葉県市川市中山２丁目15―６　サンヒルズ１―Ｅ
債務者　川上多恵子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９１５号
神奈川県横須賀市長瀬３丁目12―２―2403
債務者　長曽我部幸子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９１６号
神奈川県平塚市上吉沢338―７
債務者　瀬戸　雅江
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９１７号
東京都東久留米市浅間町３丁目３－７―106
債務者　石井　勇二
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９１８号
東京都昭島市緑町４丁目７―26
債務者　両角　智子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９１９号
兵庫県明石市鳥羽1480―44
債務者　松本　泰士
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９２７号
東京都足立区江北６丁目30―４―407
債務者　佐山　敏男
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９２８号
東京都東村山市秋津町５丁目36―２
債務者　東　　秀子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９２９号
神奈川県小田原市蓮正寺352―201
債務者　小澤　龍一
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部